

通帳レス口座に関する特約

令和7年4月現在

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「蒲郡信用金庫 通帳レス口座」(以下「通帳レス口座」といいます。)に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」といいます。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとし、ます。
 - ①普通預金(決済用普通預金を含む)規定
 - ②総合口座取引規定
 - ③貯蓄預金規定
 - ④カード規定
 - ⑤定期預金共通規定
 - ⑥自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定
 - ⑦定期積金規定

2. (通帳レス口座)

- (1) 通帳レス口座とは、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『しんきん通帳アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく普通預金口座をいいます。
- (2) 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座(以下「紙通帳口座」といいます。)のほか、通帳レス口座を選択できるものとし、ます。
- (3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および『しんきん通帳アプリ』へ対象となる預金口座の登録を必須とします。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 通帳レス口座は、原則、ATMのご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、ATMを使用した通帳によるお取引(入金、記帳等)はご利用いただけません。
- (2) 店頭にてご利用の場合は、通帳レス口座のお取引店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

4. (入出金明細の確認)

- (1) 通帳レス口座の入出金明細は、『しんきん通帳アプリ』によりご確認いただけます。
- (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、通帳レス口座契約開始日以降の最新の10年間分とします(紙通帳口座時の取引明細は確認できません。)

5. (紙通帳口座から通帳レス口座への切替え)

- (1) 紙通帳口座から通帳レス口座への切替えは、『しんきん通帳アプリ』により切替えることができるものとします。
- (2) 紙通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。
- (3) 切替え時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳いたしません。当該入出金明細は、切替え日の翌々日から、『しんきん通帳アプリ』で確認することができます。なお、切替え時に通帳に記帳されている入出金明細については、本アプリでの確認はできません。
- (4) 紙通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、『しんきん通帳アプリ』で確認ができます。

6. (通帳レス口座から紙通帳口座への切替え)

- (1) 店頭にて所定の手続きにより、通帳レス口座から紙通帳口座へ切替えることができるものとします。
- (2) 通帳レス口座を『しんきん通帳アプリ』から削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用できなくなった場合は、紙通帳口座への切替えが必要となる場合があります。
- (3) 新たに発行する通帳には、紙通帳口座へ切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。
- (4) 切替えには、当金庫の「手数料一覧」に示す通帳発行手数料を申し受けます。

7. (預金の受入れ)

店頭にて通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座の『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。

8. (預金の払戻し等)

- (1) 店頭にて通帳レス口座のお取引をするときは、当金庫所定の書類に届出の印章により記名押印して提出するほか、対象となる預金口座の『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 当金庫は、前項のお取引の手続きに加え、当該お取引を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまではお取引を行いません。

9. 『しんきん通帳アプリ』による定期預金取引に関する注意事項

- (1) 『しんきん通帳アプリ』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約および預入については、『しんきん通帳アプリ』に普通預金口座または総合口座の普通預金部分（通帳レス口座を含みます。）をご登録いただく場合に受け付けます（以下本条において、ご登録いただいた普通預金口座を「登録普通預金口座」といいます。）。

ただし、通帳レス口座として登録されている複数の口座がすべて普通預金の場合において、定期預金取引を総合口座の担保として作成することができる通帳レス口座は、1口座のみとさせていただきます（既に紙通帳にて総合口座（担保明細に定期預金等作成済）をお持ちのお客さまは当該口座を通帳レス口座に切替えていただくことが必要となります。）。

なお、既に紙通帳にて複数店舗でお持ちの総合口座（担保明細に定期預金等作成済）を通帳レス口座として登録した場合は、引き続き総合口座として定期預金取引を行うことができます。
- (2) 本アプリを利用した定期預金取引においては、本アプリでの表示により通帳・証書の記載に代えることがあります。
- (3) 『しんきん通帳アプリ』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録普通預金口座、またはお客さまが指定するお客さま名義の他の普通預金口座（登録普通預金口座と同一の信用金庫および同一の店舗の普通預金口座でかつキャッシュカードが発行されている口座に限ります。）へ振り替えます。
- (4) 当金庫が特に定める場合を除き、『しんきん通帳アプリ』にて開設した定期預金口座のお取引店は、登録普通預金口座の中からお客さまが定期預金預入資金の振替元口座として選択された口座のお取引店とし、届出印鑑は定期預金預入資金の振替元の登録普通預金口座の届出印鑑と共通とします。
- (5) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。

10. 『しんきん通帳アプリ』による定期積金取引に関する注意事項

- (1) 『しんきん通帳アプリ』により当金庫所定の定期積金取引を行うことができます。定期積金の新約については、同一名義で、『しんきん通帳アプリ』に普通預金口座または総合口座の普通預金部分（通帳レス口座を含みます。）をご登録いただいた場合のみ、受け付けます（以下本条において、ご登録いただいた普通預金口座を「登録普通預金口座」といいます。）。
- (2) 本アプリを利用した定期積金取引においては、本アプリでの表示により通帳・証書の記載に代えることがあります。
- (3) 毎月の掛入金については、原則、登録普通預金口座の中からお客さまが選択された口座から振り替えます。また、満期日に、原則、掛入金振替元の登録普通預金口座に掛金総額と給付補填金を振り替えます。
- (4) 当金庫が特に定める場合を除き、『しんきん通帳アプリ』にて開設した定期積金口座のお取引店は、掛入金振替元の登録普通預金口座のお取引店とし、届出印鑑は掛

込金振替元の登録普通預金口座の届出印鑑と共通とします。

- (5) 定期積金に関するお取引の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。

1 1. (通帳レス口座の解約)

- (1) 通帳レス口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードをお取引店に返却してください。また、その際『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 通帳レス口座を解約した時点で、『しんきん通帳アプリ』では、対象となる普通預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。
- (3) 通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる普通預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫の「手数料一覧」に示す手数料を申し受けます。

1 2. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和7年4月1日現在)

R07.03.13 リーガルチェック済